

平成 26 年 1 月 16 日
国土交通省中部地方整備局

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

国土交通省中部地方整備局は、下記のとおり宅地建物取引業法第 69 条第 1 項の規定による聴聞を行いますので、お知らせします。

なお、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

記

1. 期日 平成 26 年 1 月 28 日（火） 10 時 30 分
2. 場所 名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号
名古屋合同庁舎第 2 号館 4 階大会議室
3. 被聴聞者 有限会社推進不動産 代表取締役 鈴木 栄二
4. 主宰者 国土交通省中部地方整備局建政部住宅調整官
5. 予定される不利益処分の内容
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項第 2 号に基づく業務停止
6. 不利益処分の原因となる事実の概要
（有）推進不動産は、所属する保証協会の社員の地位を失ったにも関わらず、当該地位を失った日から 1 週間以内に営業保証金の供託を行わなかった。
このことは、法第 64 条の 15 前段に違反するものである。
7. その他
（1）関係人について
当該処分について利害関係を有し、当該聴聞に関する聴聞の手續に参加することを希望される方は、当該関係人の氏名、住所、電話番号及び当該聴聞に係る不利益処分について利害関係を有することを記載した書面（様式自由）により、平成 26 年 1 月 23 日（木）まで（必着）に申し込み、主宰者から参加の許可を得る必要があります。
（2）聴聞出席者について
行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 21 号の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことができます。
8. 解禁指定 なし
9. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

【本件連絡先】 建 政 部 建設産業課長 伊藤 光一

建設産業課長補佐 近藤 高史

T E L 0 5 2 （ 9 5 3 ） 8 5 7 2

F A X 0 5 2 （ 9 5 3 ） 8 6 0 6